

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

【第198回国会】令和元年5月22日（水）、第20回の委員会が開かれました。

- 1 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）  
児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（岡本充功君外10名提出、衆法第7号）
  - ・根本厚生労働大臣、大口厚生労働副大臣、古賀総務大臣政務官、門山法務大臣政務官、伊佐財務大臣政務官、中村文部科学大臣政務官及び政府参考人並びに提出者阿部知子君（立憲）、山井和則君（国民）、池田真紀君（立憲）、初鹿明博君（立憲）、岡本充功君（国民）、源馬謙太郎君（国民）及び中島克仁君（社保）に対し質疑を行いました。
  - （質疑者）安藤高夫君（自民）、丹羽秀樹君（自民）、榊屋敬悟君（公明）、高木美智代君（公明）、阿部知子君（立憲）、岡本あき子君（立憲）、尾辻かな子君（立憲）、吉田統彦君（立憲）、西村智奈美君（立憲）、大西健介君（国民）、稲富修二君（国民）、岡本充功君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、藤田文武君（維新）、柿沢未途君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 安藤高夫君（自民）

- （1） 児童福祉司の数及び質の確保に向けた今後の取組
- （2） 児童相談所の業務に係る民間委託の現状
- （3） 児童相談所の業務に対する第三者評価の規定を盛り込んだ経緯及び趣旨並びに今後の展開
- （4） 児童相談所における医師の配置の義務化関係
  - ア 医師の配置を義務化した問題意識及びその目的
  - イ 児童虐待の専門性を有する医師の確保策
  - ウ 研修及びガイドラインの策定による医師の質の標準化の必要性
- （5） 学校教育における児童虐待の防止に向けた具体的取組
- （6） 兄弟間の虐待に対する児童相談所の対応状況
- （7） 里親が相談できる体制を確保する必要性
- （8） 児童虐待防止に向けた厚生労働大臣の決意

## 丹羽秀樹君（自民）

- （1） 野田市の児童虐待事案関係
  - ア 児童相談所の対応に関する厚生労働省の評価及び再発防止に向けた原因分析
  - イ 関係者の不適切な対応における問題の所在
- （2） 児童福祉司の質と量の確保に向けて地方自治体に対する国の支援を強化する必要性
- （3） 一時保護を含めた代替養育の受け皿確保に向けた今後の取組
- （4） 児童相談所における保護者支援の機能を強化する必要性
- （5） 懲戒権の削除を含めた見直しに関する法務省の見解
- （6） 虐待があった場合に教師等に相談するよう教育の中に取り入れる必要性
- （7） 体罰によらない子育てを広げていくことに対する厚生労働大臣の決意

## 榊屋敬悟君（公明）

- （1） 児童相談所の配置の考え方及び設置数の推移並びに一時保護機能の有無
- （2） 一時保護所の設置の在り方を見直す必要性

- (3) 児童相談所の介入機能と支援機能の分化関係
  - ア 施行日までの実現可能性
  - イ 「その他の必要な措置」の具体的内容
  - ウ 多様な対応を妨げないよう地域の実情を踏まえたガイドラインを策定する必要性
- (4) 市町村における保護者支援の機能強化への取組状況
- (5) 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備状況及び両者の役割分担
- (6) 児童福祉司の増員に向けた令和元年度における地方交付税措置関係
  - ア 地方交付税措置された190億円増の内訳
  - イ 実際の児童福祉司の増員数の把握状況
  - ウ 児童福祉司の増員目標の達成見込み

#### 高木美智代君（公明）

- (1) 児童相談所と学校との連携における課題及び連携強化のための取組状況
- (2) 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き関係
  - ア 内容を教育現場に浸透させるための方策
  - イ 教育現場において児童虐待の背景を理解した上で対応を行う必要性
  - ウ 体罰禁止に関する考え方を学校教育の中で児童に伝える必要性
- (3) 衆法関係
  - ア 児童相談所の設置は地域の実情に応じて中核市及び特別区が判断する必要性
  - イ 保護者指導の義務化が形式的な受講等になる懸念
  - ウ 児童の施設入所等の措置の際の児童の意見聴取の義務化は児童相談所による迅速な介入の制約となる懸念
- (4) 児童虐待の根絶に向けた厚生労働大臣の決意

#### 阿部知子君（立憲）

- (1) 市区町村子ども家庭総合支援拠点関係
  - ア 窓口における対応能力の現状認識の必要性
  - イ 実際の人員の配置状況及び実態を把握する必要性
- (2) 要保護児童対策地域協議会から関係機関に求めがあった場合の情報提供を努力義務化する必要性
- (3) 婦人相談所及び婦人相談員の在り方について見直しを検討する必要性
- (4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点に婦人相談員を配置する必要性
- (5) 婦人相談所に一時保護されたDV被害者の同伴児童への支援策

#### 岡本あき子君（立憲）

- (1) 目黒区及び野田市における児童虐待事案を防止できなかった理由及び反省すべき課題
- (2) 乳幼児健康診査未受診者等の緊急把握調査関係
  - ア 所在不明の児童数
  - イ 平成26年及び平成28年の調査における所在不明児童の現在の状況
  - ウ 同調査において目視なしに児童の安全が確認できたとする具体的な根拠及び目視を必須とする必要性
  - エ 虐待のおそれが判明し一時保護等の対応を行った件数
  - オ 同様の調査を少なくとも毎年1回定期的に実施する必要性
- (3) 一時保護された子どもの生活環境を改善する必要性

- (4) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の通話料無料化に係るシステム改修の入札の公示がずれ込んだ理由及び無料化を開始する時期の目途
- (5) 衆法関係
  - ア 虐待により死亡した子どもの半数以上をゼロ歳児が占めている現状への対応策
  - イ 虐待を行った保護者に対する再発防止プログラムの具体的内容及び地方自治体に対する支援策

#### 尾辻かな子君（立憲）

- (1) 衆法関係
  - ア 里親の拡充に対する考え方
  - イ 入所措置解除後における切れ目のない支援策の内容
  - ウ DV被害を発見した医師の通報を義務化した理由
- (2) 虐待による死亡児童数関係
  - ア 警察庁が把握する虐待による死亡児童数
  - イ 死亡児童数の経年変化に対する警察庁の認識
  - ウ 厚生労働省と警察庁の数値が異なる理由
  - エ 政府が公式に使用する死亡児童数
  - オ 心中による死亡児童数も大きく相違する理由
  - カ 厚生労働省が死亡児童数を公表する際に警察庁の数値を併記する必要性
- (3) 児童福祉司関係
  - ア 休職率の状況と勤続年数が短いことに対する厚生労働大臣の認識及び対応策
  - イ メンタルヘルス不調による休職率を把握する必要性
  - ウ 児童福祉司の専門資格化について福祉職でのジョブローテーションが困難となる懸念及び現場の意見を踏まえる必要性
  - エ 地方自治体職員の定員数の現状
  - オ 児童福祉司の増員により他の部署が影響を受ける可能性
- (4) 児童相談所職員及び市町村における虐待対応窓口職員の常勤・非常勤の割合

#### 吉田統彦君（立憲）

- (1) 乳幼児健診・学校健診の際の児童虐待の早期発見関係
  - ア 健診が児童虐待の早期発見につながる可能性
  - イ 健診の活用等に関する通知を发出する予定及び過去の通知发出の有無
  - ウ 健診の活用等に関する衆法における取扱い
  - エ 健診を義務化すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
  - オ 健診との連携強化に向けた今後の取組方針
- (2) 体罰の定義関係
  - ア 内閣提出法律案における体罰の定義及び罰則の有無
  - イ 学校教育法と内閣提出法律案における体罰の定義の異同
  - ウ 衆法における体罰の定義及び禁止規定の内容
- (3) 児童虐待事案への該当性関係
  - ア 必要な医療を受けさせないこと及びワクチンの定期接種を受けさせないことの該当性
  - イ ワクチンの定期接種に関する親の責任の内容
  - ウ 車中に子どもを放置する行為の該当性
  - エ 車中に子どもを放置する行為の危険性を周知する必要性
- (4) 児童相談所の数の基準を衆法に規定した趣旨

**西村智奈美君（立憲）**

- (1) 中核市及び特別区における児童相談所設置関係
  - ア 平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定における「児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する」の意味する具体的内容
  - イ 児童相談所の設置に向けた総務省の取組
  - ウ 児童相談所の設置に係る来年度予算を充実させる必要性
  - エ 児童虐待対応における基礎自治体の役割についての厚生労働大臣の認識
- (2) 要保護児童対策地域協議会及び市区町村子ども家庭総合支援拠点関係
  - ア 協議会への常勤職員配置及び全市区町村における支援拠点の設置に対する厚生労働大臣の見解
  - イ 全市区町村における支援拠点の設置等に向けて予算を確保する必要性
  - ウ 地方交付税の財源が常勤職員配置等の措置に充てられるように関係省庁が連携する必要性
- (3) 児童福祉司等の専門人材の確保関係
  - ア 関係閣僚会議決定における「専門人材の確保のための人事ローテーションへの配慮の要請」の要請者及び要請先
  - イ 要請を受けた総務省における対応状況
  - ウ 「人事ローテーションへの配慮」の具体的内容

**大西健介君（国民）**

- (1) DVと児童虐待の関連性を踏まえた政府の対応策
- (2) 要保護児童対策地域協議会に常勤の調整担当者を置くと規定した衆法の趣旨
- (3) 虐待を受けた児童が転居した場合の対応策に関する内閣提出法律案及び衆法の内容
- (4) 子どもの意見表明権の保障のためのアドボカシー制度をモデル事業として進め制度化する必要性
- (5) 野田市の児童虐待事案関係
  - ア DVの相談時に対応していれば本事案が防止できた可能性
  - イ 平成29年12月の援助方針会議で性的虐待の疑いが共有されていながらリスクアセスメントシートの緊急度が引き下げられたことの妥当性
  - ウ 性的虐待の疑いやリスクアセスメントシートのチェック項目の増加にもかかわらず一時保護の解除を決定した児童相談所の判断の妥当性
  - エ 援助方針会議の会議録に記載する事項をルール化する必要性及び重要な決定事項の理由を記載する必要性
- (6) 児童相談所の管轄区域の人口の上限の法定化に対する厚生労働省及び衆法提出者の見解
- (7) 衆法に児童虐待に係る相談及び通告を容易にするための措置を盛り込んだ趣旨及びSNSによる相談が含まれることの確認
- (8) 里親委託と施設養護関係
  - ア 数値目標ありきの機械的な里親委託の推進により虐待や里親とのマッチング不足が生じるおそれ
  - イ 施設養護の重要性に対する厚生労働大臣の認識
  - ウ 解離症状や自傷行為のある子どもが措置される児童心理治療施設の整備の必要性
- (9) 不法残留者の子どもを児童相談所に保護する親子分離を止める必要性
- (10) 児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査の結果を踏まえて安全委員会方式を導入する必要性
- (11) 児童の虐待死事例の検証を徹底する必要性

**稲富修二君（国民）**

- (1) 児童相談所の設置基準関係
  - ア 衆法における内閣提出法律案との違いと目的及び背景
  - イ 内閣提出法律案における参酌基準関係
    - a 基準の内容及び検討状況
    - b 基準の要素に人口が含まれることの確認
    - c 基準を定める時期
- (2) 衆法において中核市及び特別区における児童相談所の設置を義務化する目的及び背景
- (3) 政府として児童相談所を増やしていく意思の有無及び厚生労働大臣の決意
- (4) 衆法において保護者支援プログラムの推進を法定化する目的及び背景
- (5) 虐待を受けた児童が転居した際の児童相談所間の情報共有関係
  - ア 衆法における児童相談所間の引継ぎ及び情報共有の改善策
  - イ 都道府県間の情報共有に係る国によるシステムの標準化の具体的内容
- (6) 児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算関係
  - ア 過去5年間の予算額の推移
  - イ 来年度予算における増額に向けた厚生労働大臣の決意
- (7) 里親委託関係
  - ア 里親等委託率が地方自治体によって大きく異なる理由
  - イ 里親家庭の増加に向けて制度の周知啓発を図る必要性

#### 岡本充功君（国民）

- (1) 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き関係
  - ア 改善すべき点が多い手引きを見直す必要性
  - イ 要保護児童対策地域協議会から得られた情報を教育委員会から各学校に周知する旨の記載の有無
- (2) ショートステイ事業の普及・利用促進を図る必要性
- (3) 医療ネグレクトへの対応関係
  - ア 親権者等による医療行為への同意を得られない場合に医療機関がとれる対応
  - イ 児童相談所長の同意を得て医療行為を行うことにも親権者等が抵抗した場合の対応
  - ウ 対応のガイドライン等を策定する必要性
- (4) 要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修関係
  - ア 各都道府県における研修修了者のレポート提出の可否の状況
  - イ 専門性を高めるため研修の在り方を見直す必要性

#### 高橋千鶴子君（共産）

- (1) 中核市及び特別区における児童相談所設置関係
  - ア 中核市長会からの緊急要請に対する厚生労働省の検討状況
  - イ 5年後の姿として政府が想定する中核市における児童相談所の設置状況
  - ウ 児童相談所設置に係る検討規定の内容が平成28年改正法より後退している懸念
  - エ 中核市において設置しない又は未検討としている理由
  - オ 都道府県に中核市の児童相談所への支援機能を持たせる等の工夫により効果を高める必要性
  - カ 参酌基準において管轄区域人口50万人を最低基準とする必要性
  - キ 児童相談所設置に向けた財政支援を継続的に実施する必要性
- (2) 児童福祉司関係
  - ア 児童福祉司としての人材育成の見通し

- イ 人材確保と合わせた児童相談所の施設整備の必要性
- (3) 一時保護を親子関係改善のプロセスと位置付けることの重要性
- (4) 児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査関係
  - ア 調査結果の活用方法
  - イ 虐待を受けた子どもや親の背景に踏み込んだ調査研究を実施する必要性

**藤田文武君（維新）**

- (1) 児童虐待の抑止効果と家族再統合上の問題を抱える厳罰化についての法務省及び衆法提出者の見解
- (2) 特定妊婦に関する行政機関と医療機関の情報共有関係
  - ア 医療機関からの情報提供件数の推移及び関係機関における情報把握の現状
  - イ 医療機関に通告義務を課すべきとの考えに対する厚生労働省の見解
- (3) 教育現場で虐待リスクがある児童を複数の教員がチェックして情報を共有する大阪府能勢町の取組に対する政府の見解
- (4) 児童虐待に関する情報の全国的なデータベース化を行い今後の対策に生かしていく必要性
- (5) 要保護児童対策地域協議会におけるICTを活用した情報共有の進め方とその主体及びシステムの具体的イメージ等

**柿沢未途君（社保）**

- (1) 我が国における米国のような虐待専門医の数
- (2) 虐待専門医を養成して児童相談所に配置すべきとの考えに対する厚生労働大臣及び衆法提出者の見解
- (3) 日本子ども虐待医学会が開発した虐待対応プログラム（BEAMS）を活用した虐待専門医を養成すべきとの考えに対する厚生労働大臣及び衆法提出者の見解
- (4) 米国オレゴン州のカーリー法と比較した各法律案の内容等についての厚生労働大臣及び衆法提出者の見解
- (5) 警察が児童虐待事例に関与する基準が明確な米国オレゴン州の仕組みを見習う必要性